



平成30年2月21日

各 位

会社名 株式会社ビーロット
代表者名 代表取締役社長 宮内 誠
(コード番号:3452 東証第一部)
問合せ先 TEL. 03-6891-2525

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更、並びに役員及び主要人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年3月28日開催予定の第10回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること、及び本定時株主総会に当該移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

また、本件に伴い、本定時株主総会にご提案する取締役候補者及びその他の主要人事についても下記の通り内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すため、「監査等委員会設置会社」へ移行することといたします。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- ② インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の整備を行うものであります。
- ③ 取締役会の経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を目的として、取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数を5名以内から10名以内に増員するものであります。
- ④ 上記に伴い、必要となる章の番号及び表題並びに条数の調整を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 3 月 28 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 3 月 28 日(予定)

3. 役員人事

(1) 取締役候補者(本定時株主総会に付議予定)

氏名	就任	新役職名	旧役職名
宮内 誠	再任	代表取締役社長	同左
長谷川 進一	再任	取締役副社長	同左
望月 雅博	再任	取締役副社長 不動産投資 開発本部長	同左
外川 太郎	新任	取締役 不動産コンサルティング 本部長	上席執行役員 不動産コンサル ティング本部長
江崎 憲太郎	新任	取締役 福岡支社長	執行役員 福岡支社長
望月 文恵	新任	取締役 管理部長	執行役員 管理部長

(2) 新任取締役候補者の略歴

とがわ たろう 外川 太郎	平成 9 年 4 月 平成 23 年 5 月 平成 25 年 3 月 平成 29 年 1 月	株式会社リクルートコスモス(現:株式会社コスモスイニシア) 入社 当社入社 執行役員 不動産コンサルティング部長就任 上席執行役員 不動産コンサルティング本部長就任(現任)
えぎま けんたろう 江崎 憲太郎	平成元年 4 月 平成 4 年 1 月 平成 5 年 6 月 平成 8 年 9 月 平成 20 年 6 月 平成 25 年 9 月	九州電技開発株式会社 入社 株式会社日本ハウジング 入社 株式会社クロキビルディング(現:株式会社ディックスクロキ) 入社 同社取締役就任 同社専務取締役 営業本部長就任 当社入社 執行役員 福岡支社長就任(現任)
もちづき おみ 望月 文恵	平成 14 年 4 月 平成 20 年 10 月 平成 25 年 3 月 平成 28 年 9 月	サンフロンティア不動産株式会社 入社 当社入社 執行役員 経営企画室長兼コンプライアンス室長就任 執行役員 管理部長兼コンプライアンス室長就任(現任)

(3) 監査等委員である取締役候補者(本定時株主総会に付議予定)

氏名	就任	新役職名	旧役職名
岡本 康裕	新任	監査等委員	常勤監査役
苧坂 隆	再任	監査等委員	社外取締役
岩本 博	新任	監査等委員	—

(4) 新任監査等委員である取締役候補者

いわもと 岩本 ひろし 博	平成元年4月	サントリー株式会社(現:サントリーホールディングス株式会社) 入社
	平成3年5月	株式会社リクルート(現:株式会社リクルートホールディングス) 入社
	平成15年6月	株式会社エスクリ設立 代表取締役社長就任
	平成28年4月	同社代表取締役会長兼最高経営責任者就任(現任)

(5) 退任予定監査役(本定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

社外監査役 田代 宏樹

社外監査役 波光 史成

(6) 執行役員の体制(平成30年3月28日付)

氏名	就任	新役職名	旧役職名
遠藤 佳美	再任	執行役員 管理部 経営企画室長	執行役員 管理部 経営企画室長
岡島 伸治	新任	—	不動産投資開発本部副本部長
大崎 宣哉	新任	執行役員 不動産投資開発 本部 投資開発1部長	不動産投資開発本部 投資開発1部長
酒匂 裕二	新任	執行役員 不動産コンサルティング本部 不動産コンサルティング部長	不動産コンサルティング本部 不動産コンサルティング部長

(7) 当社子会社の役員体制(平成30年3月28日付)

氏名	就任	新役職名	旧役職名
岡島 伸治	新任	ビーロッド・アセットマネジメン ト株式会社 代表取締役社長	同社取締役
寄 勝統	新任	株式会社ライフステージ 代表取締役社長	同社執行役員 経営企画部部長
酒匂 裕二	新任	株式会社ライフステージ 代表取締役副社長	同社取締役
岩本 仁亨	新任	ヴィエント・クリエーション株式 会社 代表取締役社長	—

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">1.取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">2.<u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">3.<u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">4.会計監査人</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び<u>計算書類</u>に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">②(条文省略)</p> <p style="margin-left: 2em;">③(条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">1.取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">2.<u>監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(削除)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>3.</u>会計監査人</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び<u>連結計算書類</u>に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">②<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">②(現行どおり)</p> <p style="margin-left: 2em;">③(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2</u></p>

②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 (条文省略)

②取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長を1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (条文省略)

(新 設)

第26条 (条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対

年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、増員の場合にあっては他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の、補欠の場合にあっては退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)の、任期の満了する時までとする。

④退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

⑤補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 (現行どおり)

②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長を1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価

<p>価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>②<u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>②<u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>

(報酬等)
 第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)
 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新 設)
 (新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第6章 計算

第37条～第40条 (条文省略)
 (新 設)

(削 除)

(削 除)

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

第33条～第36条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第10回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。